

7月27日～29日降下浅間A軽石の「鍵層」としての位置づけ

——天明三年浅間災害に関する地域史的研究——

関 俊 明

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1. はじめに | 7. 北方向での記述／7月17日 |
| 2. 発掘調査視点と「鍵層」 | 8. 北東方向での記述／7月27日～29日 |
| 3. 郡内へ降下のテフラと北東降下軽石の位置付け | 9. 収集史料の掲載 |
| 4. 郡内の降砂灰記録の対比 | 10. 7月17日降下軽石との降下範囲の交錯 |
| 5. 北東軽石を検証する収集史料標題 | 11. おわりに |
| 6. 金沢での鳴動とテフラ降下の実際 | |

——論文要旨——

天明三年（1783）の浅間山噴火は、5月8日（以下、新暦）に始まり8月5日の大噴火に終息を迎えた3カ月に亘る出来事だった。噴火によるテフラ降下の方向は期日によって異なることが史料から確認できる。本稿は、火口から北～北東方向のテフラ降下期日を記録した史料の集約により、浅間A層のうちの7月27日～29日の降下軽石を「鍵層」に位置づけることを目的とする。集約する史料は地方史料である。天明浅間噴火に伴うテフラが県外の北東軸延長方向に降下していたことを確認するとともに、郡内史料で確認してきた降下期日の傍証史料とすることが史料集約の意義である。

天明三年の発掘調査では、新暦8月5日に発生した天明泥流により浅間A軽石（以下、As-A 軽石）が、厳封されているという特性を持っている。それ故に、極薄いAs-A 軽石が良好な状態で残され、詳細なデータの蓄積と噴火に直面した農民像を伺い知ることにつながる。近年の発掘調査の成果により、北東方向へ降下した軽石の降下期日に加え、6月26日降下と考えられる降灰の記録との考古学的検証も加わりつつある。これらの基幹となる、噴火期日が確認できる県外で記載された史料原本や市町村誌等の掲載史料を通して、吾妻郡内での噴火イベントの復元を確定するための要素を示すものである。すなわち、火口から北東方向20kmの地点で検出されたAs-A 軽石が、「天明泥流堆積物下から検出される天明三年7月27日～29日に郡内域へ降下した」という降下日時を確定するために、県外史料をもって傍証しようと考えられるものである。このことは、火山災害に対する発掘調査の視点として、被災当時の営みを復元し得るデータを調査で抽出することを可能にするものと考えられる。

キーワード

- 対象年代 江戸時代、天明三年
対象地域 浅間山火口北及び北東方向、北陸～東北
研究対象 天明三年浅間災害、北東降下物記述史料

1. はじめに

浅間山は長野県と群馬県の県境に位置する活火山である。天明三年（1783）の噴火は、5月8日（以下、新暦）に始まり、天明泥流を発生させた8月5日の大噴火に終息を迎える3カ月に亘る出来事だった。天明噴火に伴う降下堆積物（以下、テフラ）に対して「As-A」や「As-A 軽石」、「As-A テフラ」の呼称が用いられている。このうち本稿では、火口からみて北～北東方向へ降下したテフラの史料による集約により、As-A のうちの7月27日～29日の降下軽石を「鍵層」に位置づけることを目的とする。

今回集約する史料は地方史料である。天明浅間噴火に伴うテフラが北東軸延長方向に降下していたことを確認するとともに、郡内史料により確認してきた降下期日を追検証することが史料集約の意義である。

天明三年の発掘調査では、噴火により降下した As-A 軽石が、発生した天明泥流により新暦8月5日で厳封されているという特性を持っている。それ故に、極薄い As-A 軽石が良好な状態で残され、詳細なデータ蓄積と噴火に直面した農民像を得ることに繋がる。今から220年前の火山災害については膨大な量の史料が残されておりそれらを集約・分析することで噴火イベントを詳細に復元することができる。筆者は近年の発掘調査の成果により、北東方向へ降下した軽石の降下期日（関・諸田 1999）に加え、6月26日降下と考えられる降灰の記録との考古学的検証を試みてきた（関 2002）。これらの基幹となる噴火期日を、県外で記載された史料の原本や市町村誌等を機会を得ながら実見、資料収集調査を行ってきた。本稿では、史料の一部掲載を通して、今日まで取り組んできた史料の集約と吾妻郡内における噴火イベントの復元を確定するための内容を示すものである。すなわち、「天明泥流堆積物下から検出される As-A 軽石が天明三年7月27日～29日に郡内域へ降下した」鍵層とするために、県外史料をもって追証しようとするものである。現在筆者が把握する限りでは、この方向に降下物があつた期日は一部7月26日も加わる可能性をもっているが、ここではこの期日を含めないものとする。

尚、本稿では旧暦と年号を漢数字で、西暦を算用数字を用いて表記している。農事をはじめとする他領域とのクロスチェックを可能とするためである。また、史料には新暦を適宜（ ）内に付記し、引用中の句読点については原則、引用文献に従った。

2. 発掘調査視点と「鍵層」

火山災害の発掘調査視点として「①被害状況の把握（火砕流、泥流、降下物などによる被害範囲の確定）、②被災後の地域動向（復旧か、放棄か？復旧の場合のプロセスはどうか）、③被災季節の決定（農業社会における収

穫の後先が食料危機などの社会不安に繋がる）」が指摘されている（能登 2003）。一連の噴火イベントの中でもユニットの単位で期日をもった「鍵層」が確定されることは、上記の視点で被災当時の営みを復元し得る資料を発掘調査で抽出することを可能にする。

2 cm内外の堆積厚の降下軽石が、ハッ場ダム建設に伴う発掘調査で確認された（図1）。8月5日に発生した天明泥流堆積物の下位からである。火口から北東方向に20 km離れた吾妻川沿岸の長野原町に位置する地点である。当初、天明泥流堆積物の「直下」と思われた As-A 軽石の層位は、厳密には適切ではなかった。なぜなら、As-A 軽石降下後の極僅かな期間の人為的な耕作の痕跡が確認されたからである。例えば、培土や鋤込みといった痕跡が As-A 軽石を頼りに確認される。

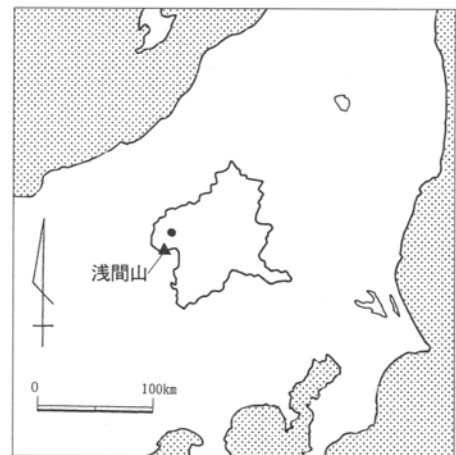


図1 As-A 軽石確認地点

前述の通り、この地域の農事暦と降下日時を対比させ、畑耕作における人為的な耕作の痕跡と As-A 軽石の降下期日の検証を試みた。その結果、7月27日～29日にかけて降下したテフラであること、噴火に直面した人々は時節の農事暦に従い耕作を続けていたことが判読できるようになった。そのことで、天明三年浅間災害下のこの地域における発掘調査での狭義の鍵層として位置づけることを考えるようになってきた。本稿では、3カ月に亘る噴火イベントの中で（具体的には、郡内史料で確認できる①6月26日の降灰、②7月17日の北方向への降砂灰、③7月27日～29日の北東方向への降砂灰、のうちの③に着目し）、これまで調査収集してきた県外史料による追証から、この地域の天明三年浅間災害における降下日時の一部復元を行うことにもなる。

3. 郡内へ降下のテフラと北東降下軽石の位置付け

集約された経過の復元（荒牧 1993；田村・早川 1995）を基に吾妻郡内史料を加え、3カ月に亘る噴火について、火口から北軸方向・北東軸方向に位置する郡内の地域で記録された降下物を、史料の「砂・石・小石」の記載か

天明三年の噴火で浅間山から東南東方向へ大量の降下テフラがあったことは早くから論じられてきたが、この北東方向へのテフラ降下は、MINAKAMI(1942)、荒牧(1968)によって存在が着眼され、安井・他(1997)が発表されるまでは、定量的な研究はなされてこなかった。財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団により進められているハツ場ダム建設に伴う発掘調査の成果から、農事暦や地元に残される史料とのクロスチェックにより検証したものが、関・諸田(1999)である。本稿はその傍証史料の集約でもある。

以下に、郡内に残された地元史料の地名対比から図2を用いて北東方向への降下物の記録を明確にしておく。

また、同図を用いることで7月17日の北方向への降下物の記載を確認できるが、詳細は省略する。北東方向の延長上が本稿で扱う県外史料である。

我家へ帰ル七月朔日（7/29）郡中一統砂降り別而原岩本
 本村杯ハ厚さ四分斗り降り」『天明三年七月 浅間山大変
 記』（中之条町誌編纂委員会1983）、「二十九日（7/28）
 夕方又猶当月朔日（7/29）暮方右兩日共二浅間焼砂大造
 二降り候バ、当時二差当り馬草等ニ甚難養至極仕候、原
 岩本村 大道新田 栃久保村 五反田村 折田村」『天明三年
 七月 浅間荒れ被害訴状』（中之条町誌編纂委員会
 1983）、と記録され、吾妻郡内での状況や降下に伴う被害
 訴状が出された村々が確認できる。このことから、本稿
 で扱う県外史料との対比を確認する。

本稿で扱った県外史料の標題を一覧し、図3と対照させ、以下、標題名を史料1～8と記す。浅間山との直線距離は、1：金沢160km、2：土尻(吉川町)90km、3：佐渡170km、4：会津170km、5 仙台300km、8：大槌440kmである。

史料 1：『政隣記』從天明三年 至同六年 十三〔政隣記〕
〔老翁雜記〕〔郡方奮起〕

史料2：『卯六月 浅間山噴火による降灰の注進 頸城郡土尻村乍恐以書付御注進奉申上候（出雲崎）』

史料3：天明三癸卯年『佐渡年代記』

史料4：『会津藩家世実記』

史料 5：『諏訪神社簡粥記』

史料6：『紙ノ屋万日記帳』

史料7：『大岡日記』一ノ一

史料8：『大槌支配録』中

89

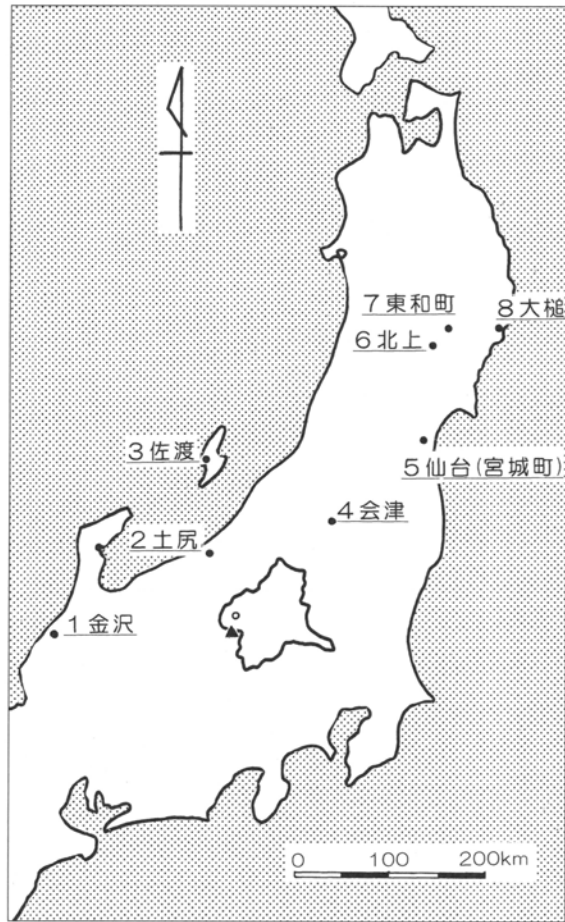


図3 史料1～8の記録地点

いう視点からである。このことで、本稿で目的とする期日の噴火があったことや一連の噴火の鳴動が確認でき、噴火の事実と規模が確認できる。

表1に、『政隣記』の浅間山噴火による鳴動時刻を掲載する。鳴動記載時刻を基準に、金沢の真太陽時に変換し日本標準時の定時法に換算した時刻を（ ）に記すものである。

表1 『政隣記』の浅間山噴火による鳴動時刻
(金沢での真太陽時)

六月廿九日 (7/28)
午上刻より (午前11:00～11:40)
三刻迄 (午前11:43～11:58) 雷鳴不止。
又 午七刻より (午後0:41～0:55)
八刻迄 (午後0:55～1:00) 同断。
七月朔日 (7/29)
申刻 (午後3:00～5:00) 山鳴、昨日よりは弱い。
二日 (7/30)
申五刻より (午後4:12～4:26) 大いに強く戸障子が震動する。
黄昏 (不定時法 夕方頃)
三日 (7/31)
暁丑刻 (午前1:00～3:00) 山鳴大に強し、部屋の中へいられず。
六日 (8/3)

暁寅刻 (午前3:00～5:00) 山鳴、
申上刻より (午後3:00～3:40)
戌上刻迄 (午後7:00～7:40) 山鳴、
亥五刻より (午後10:12～10:26)
子六刻迄 (午前0:26～0:41) 山鳴。

七日 (8/4)

寅上刻より (午前3:00～3:40) 山鳴強し、
卯上刻より (午前5:00～5:40) 大に強く、先日来無之、
辰中刻より (午前7:40～8:20) 少に弱く、
午上刻 (午前11:00～11:40) 又強く、
午五刻より (午後0:12～0:26) 弱く、
未上刻より (午後1:00～1:40) 又強く、
黄昏 (不定時法 夕方頃)
亥五刻より (午後10:12～10:26) 殊之外強、
子二刻より (午後11:30～11:43) 弱く、強いときは障子が倒れるようであった。

八日 (8/5)

暁寅上刻より (午前3:00～3:40) 又強し。
辰二刻 (午前7:30～7:43) 大に甚強く、
辰五刻より (午前8:12～8:26) 殊之外強く頻に鳴動、天地が反覆……。
午上刻 (午前11:00～11:40) 少々鳴動……。

浅間山噴火に関するテフラが実際に距離をおいた地域へどのような時間と状況で降下したかをチェックしておきたい。例えば、昭和四十八年(1973)2月1日19時20分に発生した浅間山の中爆発(長野地方気象台・他 1973)で噴火した火山灰は、50km離れた前橋市に19時45分(所要時間25分)、100kmの羽生市へは20時10分(同50分)、150kmの土浦市へは20時40分(同1時間20分)、220km離れた千葉県銚子市には22時30分(同3時間10分)頃に降灰している。直線距離150kmまではほぼ等速的に降下の時間を要している。しかしながら、それ以上の地点では、不安定な降下時間となることに着眼しておきたい。あくまで、噴火の一例に過ぎないが、この例を史料判読の目安としておきたい。過去の噴火の事実に基づいて、史料の期日に若干の時間的な含みを持たせながら、以下、県外で記録された北東軸方向の降下のテフラを追従したい。

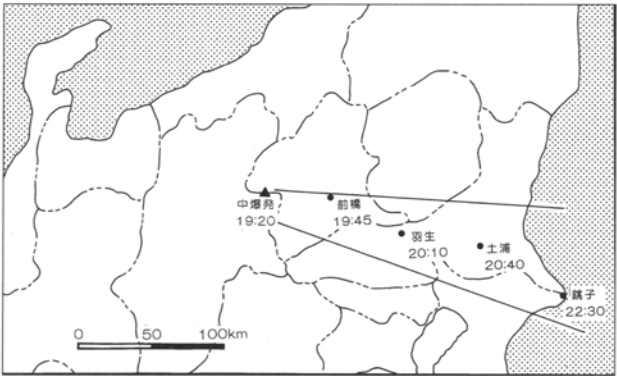


図4 1973年の噴火による火山灰の降下時刻(長野地方気象台・他 1973)を基に作成

7. 北方向での記述/7月17日

吾妻郡内では、7月17日夜、大笹や大前、鎌原といっ

た北麓の村々へ「砂」を降らせた噴火が記録されている。その延長方向でのテフラ降下が史料2及び3では記録されているものとする。史料2は出雲崎の役所へ送られた書付で、記録されたのは現新潟県吉川町土尻である。史料3で、この噴火は「戌の刻」と記録され、1973年の噴火の例を参考にすれば、日付は翌未明ということで同一の降灰を記録したものと判断されよう。

史料2：六月十八日（7/17） 戌申刻頃俄急ニ闇く相成灰降申候ニ付、驚人門江罷出候所、眼口江入歩行難相成、諸人打驚罷在候所、已上刻頃晴申候、翌朝（7/18）ニ相成見届候所、一面厚沓分余降申候

史料3：六月十九日（7/18） 夜佐渡中灰降事夥敷折々震動せしニ付人々恐懼せし處越後邊之便りニて信州浅間山大焼のよしを聞且驚き且安堵す



図5 7月17日の降下を伝える史料記録地点

8. 北東方向での記述／7月27日～29日

「降砂」の記述があるのは、この方向では最も浅間山に近い会津までである。それより先では、「絹篩をとおした様な砂」、「灰」や「あく」といった記述となり、距離が離れるにつれ、降下物の分級が進むことも分かる。また、「馬の鬣髪」の記述も特徴的であり、「火山毛」のことと判読する。いずれもこの期日に該当する浅間山噴火の降下物であると判断できよう。

また、「7月27日」に降下物の記録があるのは、やはり史料4の会津までである。300km以上離れた仙台以北の地点では、1973年の例を当て嵌めると降下までの時間経過が数時間以上あって良いことになる。つまり時間差から日付を越える可能性がある。時刻の検討については、ここまでに留めるが、郡内で記録された「（7/27）朝四ツ～七ツ時分」の噴火によるものが7月28日の記録であったと判断できる。

史料4：六月廿八日（7/27） 砂降、今日申之刻少前より南天曇砂降、**廿九日（7/28）** 前日之如く砂降り、夜半之頃より明ニ至迄風烈敷、**七月朔日（7/29）** 亥刻より又々

砂降り、其後雨降田畑甚相痛、此節信州浅間山焼出、廿九日より振動いたし砂石を降し、昼も暗夜のことくニ而雷電甚敷、**七月四日（8/1）** ニ至り振動暫く鎮り候処、**史料5：六月廿九日（7/28）** 夜あく（灰）のようなるものふり申候、夫より七月八日（8/5）九日（8/6）頃ニもふり、万物江付あくをふり候様ニ罷成申候

史料6：六月廿九日（7/29） 暮頃より灰土のことく成物降り、同夜四ツ時迄ふり申候。信州あさ間山焼候て其焼土灰之由後に申候。

史料7：六月廿九日（7/28） 晩西北の風雨少々降り申候所あめにまぢり砂ふり申候夫の砂の細なる事絹ふるいにてとうし申程の細か成り白き事雪の如し右の砂にまぢり毛ふり申候毛長サ八九寸より壱寸五寸位迄の白毛黒毛も有馬の鬣髪之如く成り

史料8：七月朔日（7/29） 昨朝より風雨時化ニ而今朝灰降草木之葉は白ク水折候様ニ白クなり屋ね之上共ニ右之通後ニ承候所信州浅間山焼崩之灰なり与知ル申候



図6 7月27日～29日の降下を伝える史料記録地点

9. 収集史料の掲載

史料集約の意味から、収集史料の関連部分を掲載し出典等を明記したい。図7には太陰暦時刻表を掲載する。

また、「テフラ」とは、火山砕屑物の総称であり、火山噴火により生成される広い意味での「火山灰」と同義に定義され、粒径等で64mmより粗粒が「火山岩塊」、2～64

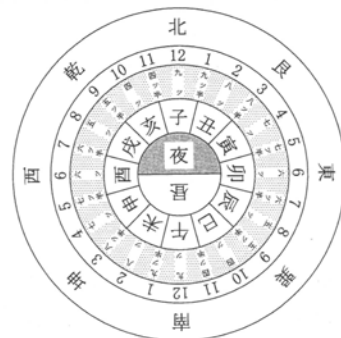


図7 太陰暦時刻表

mmが「火山礫・軽石・スコリア」、2mmよりも細粒が「火山灰（粗粒火山灰＝火山砂・細粒火山灰）」に分類されている（日本第四紀学会 1996）。本稿では、史料の中で記述された「砂」「灰」「毛」などが、どれに該当するかには、詳しく言及しないが当時の記述がより写実的であったことを確認し、距離による分級を類推したことを確認しておきたい。

史料1：『政隣記』從天明三年 至同六年 十三

六月廿九日（7/28）。是日以後淺間山爆發の音金澤に聞ゆ。
〔政隣記〕
六月廿九日（7/28）、朝より微雨、午上刻より三刻迄雷鳴不止、連々續鳴。其内大小替らせ、又午七刻より八刻迄同斷。是雷鳴に而者無之、山鳴動と云々。併何れの山歟不知、其少宛者先頃より鳴、是者山鳴と聞。今日者雷に似申候。又雷に非ず。翌七月初日（7/29）山鳴申刻に有、昨日よりは弱し。二日（7/30）申五刻より黄昏迄山鳴、昔疇より者大に強く、其上戸障子に響き動き冷し、兒女甚怖る。三日（7/31）曉丑刻山鳴大に強し。間の内に難居、衆人庭江出る程也。右山鳴動者東北之風あい与云。西南之風下りと云。相對し、中央に滞り横發せる刻鳴ると云云。又硫黄山或立山鳴杯与區説多し。四日（8/1）・五日（8/2）山鳴動無之。六日（8/3）曉寅刻山鳴、申上刻より戌上刻迄、亥五刻より子六刻迄山鳴。如此間、七日（8/4）寅上刻より山鳴強し、卯上刻より大に強く、先日來無之程の鳴動甚響く。辰中刻より少し弱く、午上刻又強く、同五刻より弱く、未上刻より又強く、黄昏尚頻に甚大に強く、同夜亥の五刻より殊之外強、子二刻より弱く、強き節者戸障子倒るゝが如く、家々響冷し。八日（8/5）曉寅上刻より又強し。辰二刻大に甚強く、同五刻殊之外強く頻に鳴動、天地如爲反覆、向靜謐鳴動止。七日曉寅より八日右之刻限まで、一晝夜餘之間一圓無絶間鳴動。強き時者百千之太鼓を於隣里打が如く、人心波上に漂ふが如し。同日午上刻より少々鳴動、夜も同じ。暫宛止間有。九日折々鳴動、弱し。今日に至而右鳴動者淺間信州山焼といふ事知れたり。近國之鄉村家根江焼灰多く溜候由。當所者越中立山に當り候故、鳴響者彌強く与云々。虚實不詳。十日少々宛所々鳴動。
〔老翁雜記〕
一、天明三年卯七月二日（7/30）夕方東南之方鳴動、戸障子江響、高山焼申震動かと申候。同六日（8/3）夕七半時頃より重而鳴動、同刻より同八日（8/5）晝九時前迄暫時も不相止、響甚敷、六日夜・七日夜人々不寢。同十八日到着早飛脚之者申候候様子左之通。
江戸表當月六日夜八時過發足仕候早飛脚御用、八日（8/5）四時前坂本驛江罷越申候處、淺間山大焼仕、往來通路無御座候。同十二日晝八時坂本に逗留仕候得共、同處潰家多、何茂所々江立退候而人馬出不申候に付、跡宿江立戻り泊候而、近在之者之内丈夫成人足相對に而相頼、右人足小諸迄召連罷越申候。仍而往來相立候儀は、いつ頃より与申儀難計御座候。
〔奮起〕
天明三年鳴動之事、案るに二月より北風而已に而、少し茂南風七月洪水之夕迄迄吹事、北風は陽風、南陰風也。然ば陽風迄に而却而陽火を包故、如此鳴動する也。又陽火と言事、冬至り初面一陽來復す。（中略）信州に茂淺間山燃上といへども、諏訪に又水氣有ば温泉生ず。水氣難得所、立山地獄谷等陽火燃上。是陽火之發所如斯申傳事也。此儀若杉必隣師の染筆殘し有り。
〔郡方奮起〕
引用：前田家編輯部 1936 『加越能文庫 解説目録』上 明治印刷株式會社 金沢市玉川図書館近世史料館蔵。

記述の始まる7月28日から、時刻を追って噴火の鳴動の度合いの違いが読み取れる。噴火の規模を時刻と共に推測するのに参考となる史料である。鎌原火砕流発生の8月5日以降、6日～7日の鳴動が確認されている。県

内史料の多くには大噴火がクローズアップされ、その後の記載が乏しいが、本史料には5日以降の噴火についても客観的に記述されている点でも着目できる。この他の別頁には群馬県内や長野県側での噴火被害の状況が記述されている点も興味深い。『加越能文庫解説目録』に記載される『政隣記』從天明三年至同六年十三巻に記録されている。縦横130×200（以下、^{ミリ}）の善本で167頁。昭和三十四年3月10日に金沢市立図書館の所蔵となる。

史料2：『卯六月 淺間山噴火による降灰の注進』

乍恐以書付御注進奉申上候
六月十八日（7/17）昼過ヨリ南風ニ而黄昏ヨリ薄雲ニ御座候所、戌申刻頃俄急ニ闇く相成灰降申候ニ付、驚入門江罷出候所、眼口江入歩行難相成、諸人打驚罷在候所、已上刻頃晴申候、翌朝ニ相成見届候所、一面厚沓分余降申候、变成儀ニ御座候ニ付御注進奉申上候、則降候灰奉入御賢候、以上
（天明三年）卯六月十九日（7/18）
頸城郡土尻村
庄屋 源 吉
組頭 九右衛門
同 三郎左衛門
百姓代 半 兵 衛
出雲崎御役所
引用：出雲崎町史編さん委員会 1990 『出雲崎町史』資料編Ⅱ近世(二) 第一法規出版株式会社 長谷川家文書。

出雲崎よりもほぼ南西30kmにある現吉川町土尻から出雲崎の代官所へ提出された注進である。天明淺間噴火を扱ったものと判断される。淺間山から、ほぼ真北に位置し、その延長軸には佐渡が位置する。吾妻郡内の北方向の降下期日と対応し、後出の『佐渡年代記』と合わせて降下物を確認できる史料である。原本は未確認。

史料3：天明三癸卯年『佐渡年代記』

一 六月十九日（7/18）夜佐渡中灰降事夥數折々震動せしニ付人々恐懼せし處越後邊之便りニて信州淺間山大焼のよしを聞且驚き且安堵す七月初旬より猶すましく焼出し當國より江戸上納金銀通行之時同月九日（8/6）上州より武州之道中白晝空曇り闇夜之如くにして堤灯を灯し通路し熊谷宿近邊ニて夜の明る如く次第ニ空晴るよし宰領之もの歸國して語る
一 田沼主殿頭殿御證文附御用状并石野平藏證文附御用書とも七月朔日（7/29）佐州を差立同七日（8/4）信州小諸宿迄至りし處淺間山大焼ニ付宿人足大勢ニて追分宿え送りし處家内不殘逃散輕井澤は猶更大變ニて通路塞りし旨小諸宿役人より申來る
引用：佐渡郡教育会 1974 『佐渡年代記』臨川書店 新潟県立佐渡高校舟崎文庫所蔵（歴史の部、整理番号63）。

7月17日の噴火は、史料2や郡内史料で「戌の刻」と記録されている。降下時間を考えると、日付は翌未明を指すことで同一の降灰を記録したものと判断できる。7月18日の未明に佐渡中に降灰があったことを伝える史料である。鳴動が佐渡まで伝わっていたことも確認できる。また、大噴火に直面し、噴出物の降下がピークを迎えた

8月4日の長野県側での甚大な被害状況が描き出されている。『佐渡年代記』六巻の十（安永、天明）に記録されている。縦横230×160の善本である。佐渡奉行所の記録を編纂したもので、原本は、慶長六年から嘉永四年までの22冊で構成され、佐渡五史書と呼ばれる内でも量的に最も優れているとされる。原本撮影は佐渡高校舟崎文庫同窓会担当川上治美氏の協力に依った。

史料4：『会津藩家世実記』

六月十八日（7/17）、風雨烈敷川々洪水、昨夜中風雨烈敷、湯川大川致洪水、湯川筋ニ而ハ小田村領分新橋押流、下筋川除土手押切、田畑水押通り居宅迄水附候所も有之、大川筋ニ而ハ一ノ堰村領分之土手少計残押切、夫方内土手を越し田畑へ押懸ケ、如来堂村前川除土手押開田方へ水湛、上神指村前川除土手押切、田畑水通り居宅迄水附、下神指村分前水押通り田畑へ押込、東神指前川除土手共ニ押切、居宅迄水附候所共も有之候処、人馬之過無之由郡奉行申出之、六月廿八日（7/27）、砂降、今日申之刻少前南天曇砂降、夜中ニ至り雨降、廿九日（7/28）未刻頃北天方曇、前日之如く砂降り、夜半之頃明ニ至迄風烈敷、七月朔日（7/29）亥刻方又々砂降り、其後雨降田畑甚相痛、此節信州浅間山焼出、廿九日（7/28）を振動いたし砂石を降し、昼も暗夜のこくニ而雷電甚敷、七月四日（8/1）ニ至り振動暫く鎮り候処、九日（8/6）俄ニ山つなミ発り、信州赤地ニ成候場所横八里ニ堅拾八里程ニ候由申伝候、

引用：家世実記刊本編集委員会 1986 『会津藩家世実記』吉川弘文館。

寛政八年（1631）から文化三年（1806）までの175年間の編年會津藩記録である。江戸會津諸役所の書類、町・在郷に保存されている記録類が広く参照されていて内容は多岐で、藩内の出来事はその事実経過が詳細に書き記され当時の風俗文化や天変地異もつぶさに記録されているといわれる。藩政の全容を知り得る唯一の基礎的史料ともされている。原本は未確認。

史料5：『諏訪神社簡粥記』

天明三年正月十六日 簡粥

一、はやわせ五分 一、小むき三分 一、はや中で四分 一、もち七分 一、よこて八分 一、ふくまこ九分一、あいとう三分 田合三拾八分 一、わせむき八分 一、おくむき三分 一、小むき七分 一、あき五分 一、まめ五分 一、あつき九分 一、な二分 一、あわ六分 一、ひる七分 一、そは八分（中略） 此年二月三月中旬迄天気よく御座候処、三月十四日之朝雪ふり晩方程風吹雪ふり申候、夫方段々雨ふり申候、春中米相場四斗七八升程、五月と九月始頃迄雨ふり申候処、尤六月十四日と十八日之朝迄大雨ふり洪水仕候、尤橋々一字押流申候、尤六月廿九日（7/28）夜あく（灰）のようなものふり申候、夫方七月八日（8/5）九日（8/6）頃ニもふり、万物江付あくをふり候様ニ罷成申候、一向米無之買可申様無之候様ニ罷成申候、

引用：仙台市誌改訂編集委員会 1989 『（仙台市）宮城町誌』千葉出版。

宮城県角田市佐倉の諏訪神社の簡粥神事の一例を挙げると、正月14日夕刻より、神官により、米と小豆が磨かれて清められ、夜半に粥を炊きはじめ、試す作物と12本の葦を5寸の長さに切りそろえ、粥の中へこれを沈め、

作柄の豊凶を占う神事である。

本史料ではその年の出来事を神事の記述に続けて書き加えている。その一部に7月28日の夜「あく（灰）」降下が記録されている。噴火とは別に六月十四日から十八日の大雨の記述も見られ、これは群馬県内を含め多くの地域で記録されている。火山活動が影響するかどうかは不明だが、噴火の経過復元には着目しておく必要がある。原本は未確認。

史料6：『紙ノ屋万日記帳』

天明三年（一七八三）一月（表紙）「癸天明三年萬日記帳卯正月吉日」 覚

一 天明三年癸卯六月廿九日（7/28）暮頃より灰土のこく成物降り、同夜四ツ時迄ふり申候。信州あさ間山焼候て其焼土灰之由後に申候。然に信州あさ間山ハ六月中旬より何国共なくなり渡り、七月四日（8/1）の暮頃よりあさ間山の焼ル事さまじく、同六日（8/3）晩より八日（8/5）の朝迄雷電さまじく昼夜のわかちなく闇夜のこく漸く八日（8/5）の四ツ時空晴候由、洪水して上州辺ニ損シ、民家三四百流レ人馬数不知死申由。

引用：北上市 1983 『北上市史』第九巻近世(7) 北上市史刊行会。

7月28日の暮れ方より「灰土」のようなものが降り、後に浅間山の噴火によるものだということが判ったと記されている。清水徳三郎氏蔵だが、原本は昭和五十四年に行方不明となっている。市史編纂時に集約された原本のコピーのみが、北上市立中央図書館に残されている。

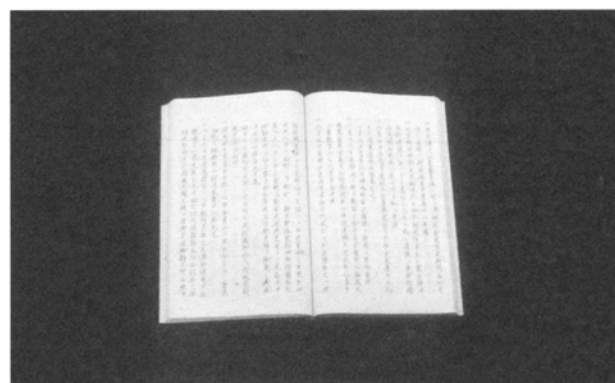
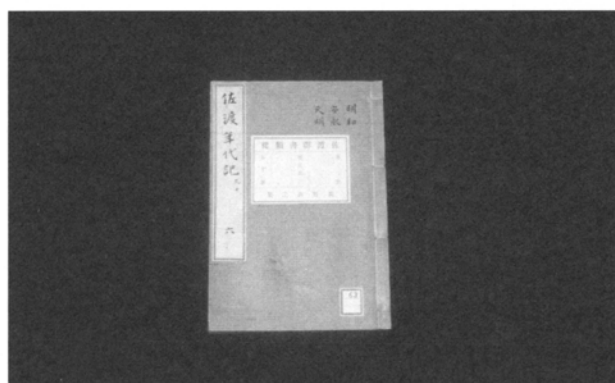
史料7：『大図日記』一ノ一 宝永七年～文政三年

一 同年六月廿九日（7/28）晩西北の風雨少々降り申候所あめにまぢり砂ふり申候夫の砂の細なる事絹ふるいにてとうし申程の細か成り白き事雪の如し右の砂にまぢり毛ふり申候毛長サ八九寸より壱寸貳寸迄迄の白毛黒毛も有馬の鬣髪之如く成り 一 同年七月四日（8/1）信州浅間焼砂石降り昼夜共ニ雷の如くに鳴次第に強くなり六日夕より吹降り七日朝より追分の邊エ大石貳抱位□エ飛夫より松井田安中高崎藤岡の辺次第に石少く成候得共藤岡にて進め□五六十九位の小石軽石のごとく飛来り往来不相成同七ツ時より浅間の方より火の玉空エ飛上り稲光り震動して俄ニ闇夜のこくにふり雷の音すままし戸障子不残はつれ又暫空晴候得共小石降り懸り其夜も其の通居眠もの無之翌八日（8/5）朝四ツ時迄闇夜のこく漸己ノ下刻より晴レ藤岡ニ小石交り八九寸吉井之方壱坪ニ付貳石餘高崎にて壱尺四五寸松井田にて三尺餘り石目形八十匁位より百目餘り石斗り降り夫より向右ニ進シ大石沢山ニ降り候由田畑ハ遠近ノ違有共少々斗之所尺積候所ハ此捨所なし何々皆無になると申沙汰ニ御座候 一 同七日（8/4）未刻時分より川水暫時ニかわき一時斗り過候て利根川之川上我妻之邊より蛇出候由真黒成る洪水山の如く出此水湯の如く川筋悉く煙立奎之御関所之邊家藏立木人馬多流来り人馬の死骸手足別々ニ中瀬の邊所エ打上り目もあてられす□名川ノ流利根川の邊水暫強ク上・海道やぶれ出候由前代未聞の大変なるよし雨風強松井田宿ハ隣宿成共是程ニハ無之由夫より何々右准し申由右書付七月晦日（7/29）江戸より相達し申候此許ハ六月廿九日（7/28）灰降り申候八月書写申候 一 當年六月廿二日（7/19）どう入申二初六日之中ハ随分あただかなり中六日より零申事どう中とは申ながら帷子て夜明し申事不成程零申候八月六日二百十日青田にて稲穂出申二廿廿日頃より稲出始八月末ニ出揃申候得共早稲斗とうみおく稲十分一もとうみ不申候畑作粟稗大豆共ニ至て不作ニて青立同前成ニて穀物高直成ル事

底本：『大図日記』昆敏夫氏蔵。



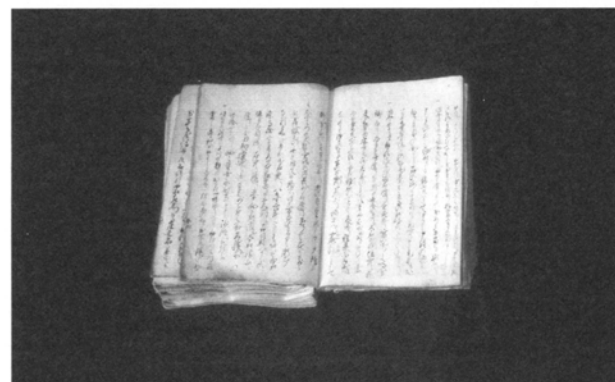
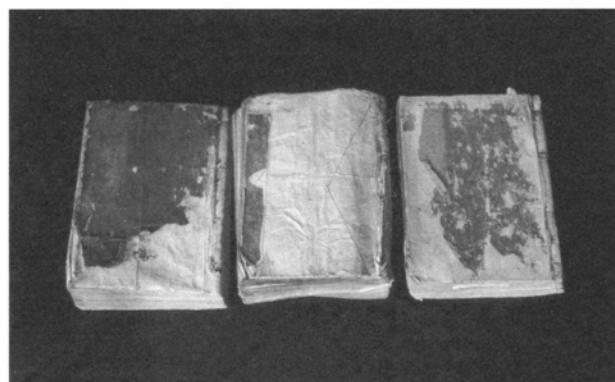
史料1：『政隣記』



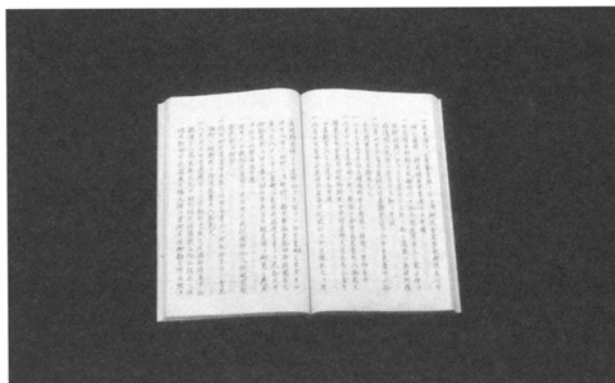
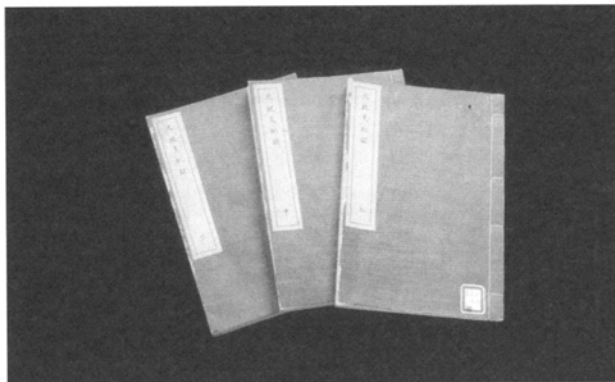
史料3：『佐渡年代記』



史料6：『紙ノ屋万日記帳』



史料7：『大図日記』



史料 8 : 『大槌支配録』

『大図日記』は、縦横230×170で一（寛永七年～天保十年、厚80）、二（天保十一年～安政二年、厚60）、三（安政三年～明治二年、厚40）の3分冊からなり、巻一に天明年間が収められている。尚、同町の多田家に同名『大図日記』上・下の史料が残されるが、内容が異なり、浅間山噴火の記述は確認されない。本史料は南部藩和賀郡浮田村（現東和町）に残される史料である。降下物の記述が詳しく、「絹ふるいを通すほどの細かさ」「砂に混じって長さ1寸・2寸から8寸・9寸位までの白毛や黒毛もあり馬の鬣のような毛」という写実的な記述が確認できる。「鬣のような毛」については、「マグマがひき伸ばされた状態で急冷され、センイ状のガラスとなった火山毛(Pele's hair)」（荒牧 1968）と考えられる。他の記述部分でも当地で記録されたことが確認されつつ、群馬・長野県内での詳細な被害状況が記述されていることから、浅間山噴火の災害状況がいち早く地方に伝えられたことも確認できる。所蔵者である昆敏夫氏、東和町ふるさと歴史資料館吉田健弘氏には、御高配頂いた。

史料 8 : 『大槌支配録』中

- 一 七月朔日(7/29) 昨朝風雨時化ニ而今朝灰降草木之葉は白く水折候様ニ白くなり屋ね之上共ニ右之通後ニ承候所信湯浅間山焼崩之灰なり与知ル申候
一 八月四日市當年氣候不宜遠野米留メ今市玄米壹升六拾五文精粟壹升七拾五文之

底本：『大槌支配録』岩手県立図書館所蔵。

南部藩33通の代官所の記録は現存のものが少なく、県内でも数通が確認されるに過ぎないといわれる。その点で、大槌代官所の記録である『大槌古今代伝記』を基調とする大槌支配録等一連の代官記録は貴重な存在となっている。これらの類本の基本となったのは大槌町の小川孫兵衛著『大槌古今代伝記』である。その中に『大槌御用留抜書』と『大槌官職記』の2巻が代官所に保管されたことを伝えている。現在確認されるのは、官職記である。大槌町下洞の阿部兵次郎氏所蔵の6巻のうち巻四に天明二年より同六年までの内容が記される。戦後売却さ

れ分散した類本もある。今回引用したのは、岩手県立図書館に抄本として写筆された『大槌支配録』である。縦横240×165の善本で上～下の3分冊で、巻四は中に収められている。「弘化三年午三月 関谷嘉兵衛 原本山田武藤嘉兵衛氏蔵」の奥付がある。

10. 7月17日降下軽石との降下範囲の交錯

ここでは、対象とする火口から北～北東20km内外の郡内の地点で北方向のテフラと北東方向のテフラが重複混同しないかという点について言及しておきたい。前掲の郡内史料の『山麓九カ村より被災情況訴状』によれば、7月17日と7月27日～29日の降下物の記述がなされていることから、九カ村では問題とする両方向の降下物が降下したことが示される。ところで、僅か吾妻川数km下流域の発掘調査により As-A 軽石の確認がされた北東範囲方向の村名は史料の7月17日降下記録部分には記録されていない。

このことを長野原地区の農事暦とのクロスチェックに求めてみる。仮に7月17日の降下があったとするなら、立秋前18日間である夏土用の培土時に「7月17日降下→人為的な耕作→7月27日～29日降下」の痕跡、すなわち2枚の As-A 軽石層の間には10日間における何らかの人為的な痕跡を確認してもよいことになる。2万㎡の畑遺構面の調査分析では、このことが抽出できない点から7月17日の降下がなかったことが有力である。

この検証については、ハッ場ダム建設予定域の上流に位置する長野原町内で発掘調査された遺跡での分析により明らかにされる可能性をもっている。それらは、2つの軸方向の交錯する地点での「山麓九カ村」に隣接する。また、僅か1～2cmの厚さで堆積する As-A 軽石でも、微妙な粒径の異なりを観察する機会もあった。これらのことから、より詳細な郡内域の「鍵層」となる可能性があり、今後の研究の進展に期待したい。

11. おわりに

本稿に引用した史料は日記や記録等で、日付を明確にしながら記述がなされたものであり、史料価値が高い。後に降下物の降灰が浅間山のものであると判ったなどの記述からは、著者が直接降灰を目の当たりにした後に浅間噴火のものであることを伝え聞いたなどという点でも信憑性が高い。浅間山火口から見て北方向と北東方向に降下した記録を伝えるものとして特に価値が認められる史料と判断した。

これらの史料の集約から、吾妻郡内に7月27日～29日降下の延長方向で記録されているものであり、火口から比較的近い吾妻郡内で、距離が近すぎるが故の混同は明らかに回避することができるものと考えられる。よって、検出されるAs-A軽石がこの期日に限定される。このことで、吾妻郡内北東方向で天明泥流堆積物の下位で見つかる泥流被災までのおよそ十日間の人々の営みを解き明かす鍵層としての役割をもっていることを確認する。

史料の文献批判や各地までの降下物の到着時間などについては、他分野の研究諸氏に御論議頂くこととし、この集約を通して、天明三年の浅間災害に直面した夏土用の最中の経過復元のための鍵層と考えていきたい。

今日、220年前の火山災害史の発掘調査にどれだけの必要価値があるかの議論がある。筆者は、発掘調査を通して行ってきた考古学的検証を、膨大なデータを駆使する火山学の分析や天明三年浅間山災害をめぐる多くの研究資料蓄積等が存在する中で、微力ながら地域史の解明に繋がるよう努めてきたつもりである。各研究分野にはそれぞれの隙間が存在する。これらを、多研究領域が包括しあうことで進展が図られ、真実の究明が可能になることを確認頂ければ幸甚である。

最後に、本稿を起こすにあたり、史料の閲覧や拝見に快く御協力頂いた諸氏、鳴動時刻の算出を頂いた富山天文台渡辺誠氏に改めて感謝申し上げる。

また、阿久津聡、麻生敏隆、荒牧重雄、石守晃、石田真、小島敦子、能登健、早川智也、藤巻幸男、松島榮治、松原孝志、安井真也各氏には御教示、御助力を頂いた。記して感謝申し上げます。

本研究には、平成11年度科学研究費補助金（奨励研究（B））（課題番号11904011）の一部を使用した。

参考文献

- 荒牧重雄 1993 「浅間天明の噴火の推移と問題点」『火山灰考古学』古今書院。
 荒牧重雄 1968 「浅間火山の地質」『地団研専報』14。
 国史大辞典編集委員会 1974 『国史大辞典』吉川弘文館。
 萩原 進 1986 「浅間山天明噴火史料集成Ⅱ」群馬県文化事業振興会。
 萩原 進 1995 「浅間山天明噴火史料集成Ⅴ」群馬県文化事業振興会。
 日本第四紀学会 1996 『第四紀露頭集—日本のテフラ』。
 長野地方気象台他 1973 「昭和48年2月1日の浅間山火山噴火に関する火山速報」。

- 能登 健 2003年2月8日 象形文化の継承と創世に関する資料アーカイブ・データベース構造に関する打ち合わせ会議 当日配付資料。
 関 俊明・諸田康成 1999 「天明三年浅間災害に関する地域史的研究—北東地域に降下した浅間A軽石の降下日時の考古学的検証—」『研究紀要』16 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団。
 関 俊明 2002 「農事「サクイレ」と降灰による川原湯勝沼遺跡の断面面解釈—天明三年浅間災害に関する地域史的研究②—」『ハッ場ダム調査遺跡集成(1)』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 第303集。
 田村知栄子・早川由紀夫 1995 「史料読解による浅間山天明三年（1783年）噴火推移の再構築」『地学雑誌』104、6。
 MINAKAMI, T. 1942 「On the distribution of volcanic ejecta (part 2). The distribution of Mt. Asama pumice in 1783.」『Bull. Earthp. Res. Inst.』Vol.20。
 中之条町誌編集委員会 1983 「中之条町誌」資料編。
 安井真也・小屋口剛博・荒牧重雄 1997 「堆積物と古記録からみた浅間火山1783年のプリニー式噴火」『火山』第42巻 第4号。